

# 消費税価格転嫁等総合相談センターが 開設されました

10月1日より施行された消費税転嫁対策特別措置法(注)に関する次のような相談や違反情報を電話又はメールで受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
- 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ
- 便乗値上げに関する問い合わせ

## 消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤル 0570 - 200 - 123

メール <http://www.tenkasoudan.go.jp>

- ※ 消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。
- ※ 問い合わせ時間 9：00～17：00（平成26年3月、4月は土曜日も受付）
- ※ 通話料金はお住まいの地域に応じて料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。
- ※ 24時間受付（ホームページ上の専用フォームをご利用ください。）

経済部 経営支援局 中小企業課・・・お電話 011-204-5331  
北海道における窓口 環境生活部くらし安全局消費者安全課・・・お電話 011-204-5216  
総務部 財政局 税務課・・・お電話 011-204-5062

- ※ 受付時間 8：45～17：30（土日祝日を除く）
- ※ 通話料金はお住まいの地域に応じて料金がかかります。

### 消費税転嫁対策特別措置法とは・・・

消費税率の引き上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するため次の措置を講じ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とした法律です。

#### 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

減額・買いたたき、購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜き価格での交渉拒否、報復行為を禁じています。

#### 2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減額する旨の表示であって消費税との関連を明示しているものを禁じています。

#### 3 価格の表示に関する特別措置

消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込み価格を表示することを要しません。

#### 4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用を除外します。（公正取引委員会への届出制）

注：消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

改正地方税法（地方消費税）に関するお問い合わせは、北海道総務部財政局税務課で受け付けております。

お電話 011 - 204 - 5062（通話料金はお住まいの地域に応じて料金がかかります。）  
受付時間 8：45～17：30（土日祝日を除く。）

